

北九州市立消費生活センター わかものサポートニュース



退去時のお金、どこまで払う？

原状回復費用で

損しないためのトリセツ



【相談事例1】

11カ月居住したマンション。クロスの全面張替え費用として1万5千円請求された。きれいに使ったのに納得できない。

【相談事例2】

4年間居住したマンション。退去時にフローリングのワックスが剥がれていると指摘され、フローリング張替え費用5万3千円を請求された。故意にワックスが剥げるような使い方をしていないので、納得できない。

原状回復って何？

賃貸物件の退去時における「原状回復」とは、借主が付けた傷や汚れ（例：タバコのヤニ汚れ）を直して返すことです。借りた時の新品状態に戻す必要はなく、普通に使ってできた劣化（日焼け、家具跡など）を直す義務はありません。詳細は国土交通省の原状回復ガイドラインを確認しましょう。

原状回復を
めぐるトラブル
とガイドライン



【アドバイス】

- 契約前には、契約内容の説明をよく聞き、契約書類の記載内容をよく確認しましょう。
- 入居時には、賃貸住宅の現在の状況をよく確認し、記録に残しましょう。
- 入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう。
- 退去時には、精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。



一人で悩まず相談しましょう。

※通話料は全て有料です。

消費者ホットライン ☎188 (いやや)

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782